

青少年指導員の手引き



大 阪 市

平成22年度改正版

青少年指導員の手引き

●●●もくじ●●●

I 青少年指導員の性格	1
1. 青少年指導員とは	1
2. 青少年指導員の歴史	1
3. 青少年指導員の任務	2
II 青少年指導員の活動	4
1. 青少年指導員の活動内容	4
2. 子ども・青年の実態把握	5
3. 子ども・青年の成長への支援	5
4. 子ども会との関係	6
5. 青年会との関係	7
6. その他の青少年団体・グループとの関係	7
7. 青少年行事の開催	8
8. 青少年活動に関する情報提供	9
9. 環境点検活動	9
10. 活動の場づくり	10
11. 相談活動	11
12. 街頭指導	11
13. 地域社会への啓発活動	12
14. 地域資源の活用	12
15. 研修活動	13
III 関係者・機関・団体との連携	14
1. 青少年福祉委員との関係	14
2. 青少年育成推進会議との関係	15
3. 学校との関係	15
4. 放課後活動との関係	16
IV 青少年活動について	17
1. 青少年の成長	17
2. 今日の青少年	18
3. 青少年活動の内容	19
4. 青少年の社会参加・参画	19
附1 非行防止活動のねらいと展開	21
附2 大阪府青少年健全育成条例	29

I

青少年指導員の性格

◀ 1. 青少年指導員とは

- 青少年指導員は、各自治体に置かれていますが、その数や活動内容はさまざまです。大阪市の青少年指導員は、大阪市青少年問題協議会長（市長）の委嘱を受け、地域の子ども会づくりや青年の団体・グループづくりとその活動の援助、ユースリーダーの育成にあたるほか、青少年の指導・相談にあたっています。とくに、小学校下での活動に力を入れ、校下青少年指導員会を中心に、互いに協力しあって、青少年活動の促進に努めています。
- 青少年指導員は、有志指導者（ボランティア・リーダー）であり、専門的な有給指導者とは異なって、専門的資格を要求されるものではありませんが、青少年についての理解や指導・助言の方法、青少年活動の内容などについての知識・技術を持つことは大切であり、研修活動も活発に行われることが期待されます。

◀ 2. 青少年指導員の歴史

- 大阪市の青少年指導員は、青少年問題協議会の置かれた翌年の1954（昭和29）年に設置されました。これは全国的に見ても早い設置です。当初は960人でしたが、1957（昭和32）年には、2,500人になりました。1972（昭和47）年には、大阪市青少年指導員連絡協議会が結成され、共同の取り組みが一層進むことになりました。男性の指導員がほとんどという状況がありましたが、1986（昭和61）年以後、女性の積極的登用が進め

られています。1989（平成元）年には国際親善スポーツ大会を開催し、1993（平成5）年にはビデオ自動販売機実態調査を全市的に行い、翌年にはチャイルド・ライツ・サポート運動に取り組むことを提言するなど、活発な活動を展開してきました。さらに、2000（平成12）年には、深夜における酒類・煙草の自動販売機の実態調査を行い関係業界に調査結果の提供と規制強化について要望をしました。

- 青少年指導員の年齢は、1956（昭和31）年に30歳未満とされましたが、1977（昭和52）年には、青少年問題協議会の提言を受けて25歳以上45歳未満となり、1996（平成8）年からは、新任20歳以上45歳未満、再任は50歳未満とし、2010（平成22）年の改選より、年齢満18歳以上50歳未満となっています。2010（平成22）年5月現在では、3,580人の指導員がいます。

◀ 3. 青少年指導員の任務

- 青少年指導員は、〈オルガナイザー〉の性格を持っています。〈オルガナイザー〉とは、「組織化を進める人」という意味で、「組織化」とは、単にいろいろな団体・グループをつくるということだけでなく、それらの組織の活動が活発になるようにすることも意味します。
- 地域には、なかまを求めながら、自分にふさわしい団体・グループを見出せなかったりで、加入の機会を持たない子ども・青年がいます。このような人たちに、なかまづくりのきっかけを提供したり、適切な団体・グループを紹介したりするとともに、今ある青少年団体・グループが連携してその活動がよりよいものになるよう相談にのることが、青少年指導員の任務です。
- ある集団の運営や活動が円滑に行われ、発展するよう、集団の中から選ばれたリーダーを助けながら指導にあたる人を〈グループ・ワーカー〉

といいます。青少年指導員は、これまで、子ども会など何らかの団体・グループの〈グループ・ワーカー〉としての役割を果たしてきましたし、今後もその役割を果たす場面が多くあると考えられます。同時に、青少年指導員は、地域の未組織の子ども・青年や、数多くの青少年団体・グループにも〈オルガナイザー〉として目を注がなければなりません。そのため、それぞれの団体・グループについて直接指導にあたる人の相談相手になり、自主的な運営が進むよう、リーダーの育成や援助を行うことが大切です。ときに個々のメンバーに働きかけることがあっても、基本的にはその役割は各団体の内部指導者のものであることを認識しておくことが肝心です。



II

青少年指導員の活動

◀ 1. 青少年指導員の活動内容

- 青少年指導員は、人間尊重の精神にのっとり、地域における青少年活動の推進をはかるため、区役所、学校、その他関係機関・団体と密接な連絡をとりながら、次の活動を行うことになっています。①地域における青少年の実態及び青少年が必要とするものの把握に努める。②地域における青少年の健全育成のための人的・物的資源の活用をはかる。③地域子ども会、青年会、その他青少年団体の結成を促進する。④地域の青少年指導者と密接に連絡し、その団体の運営や活動面について助言・指導にあたるほか、団体間の連絡提携をはかる。⑤地域に対し、青少年問題に関する啓発活動を行うとともに、健全育成の観点から青少年の指導・相談及び関係機関との連絡調整にあたる。
- 現在、青少年指導員は、次のような事業を主催しています。市内統一指導ルーム活動（青少年に対する愛の一声運動）、中学生親善ソフトボール・キックベースボール大会、絵画・写真コンクール、野外キャンプ・校庭キャンプ、ハイキング、相撲大会、ラジオ体操、子ども向け映画の上映等青少年健全育成事業。また、次のような協力事業を担当しています。こどもカーニバル、区民まつり、御堂筋パレード、各区成人の日記念の集い、その他各区実施事業への協力。

◀ 2. 子ども・青年の実態把握

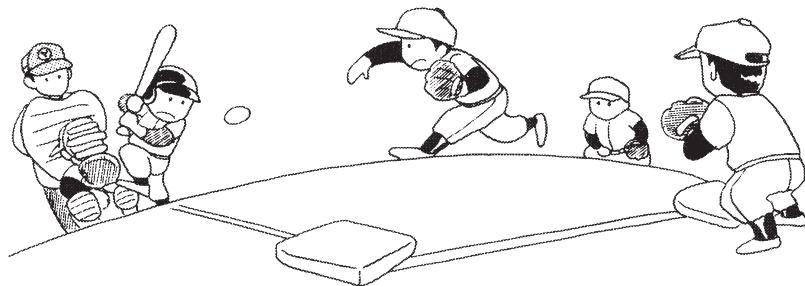
- 地域の子ども・青年が、どのような状態にあり、何を求めているかをよく知ることが、青少年指導員の大事な仕事です。ひとりぼっちの人がいたり、一緒に何かをすることを求めている人がいるものです。さまざまな機会を通じて、地域の子ども・青年を知り、その必要としているものを提供したり、紹介したり、互いを結びつけることに努めたいものです。
- このような活動を行うためには、地域にある青少年団体・グループや関係団体・機関についてもよく把握して、援助を求めたり、それらへの加入を勧めることも必要です。青少年指導員会で、地域の子ども・青年に意見を聞くための調査を行うことも考えられます。

◀ 3. 子ども・青年の成長への支援

- 今日、地域の中で孤立した家族が目立つようになり、子育てに悩みを持ちながら、相談相手を見出すことのできない人も少なくありません。また、活発な遊びを展開するなかま集団も乏しくなっています。そのような状況のもとで、児童虐待が問題とされるようになり、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。青少年指導員は、子ども・青年の成長を支援するために、なかまづくりを進め、環境を整える活動を展開することが期待されます。
- 子どもは、保護されなければなりませんが、それは、子どもの人権を前提とするものです。「児童（子ども）の権利に関する条約」にもとづいて、遊びや意見表明など子どもの権利を保障する取り組みを行わねばなりません。児童虐待など人権侵害を防ぎ、それを発見したときは関係機関に連絡するなど、子どもを守る活動の輪を広げることが課題となっています。

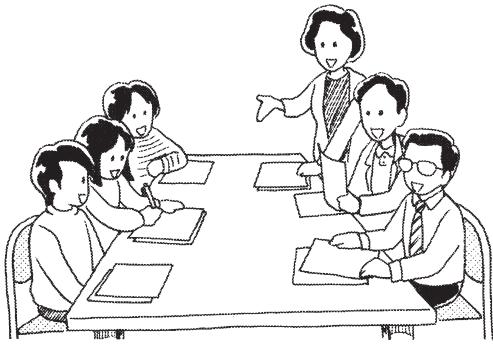
◀ 4. 子ども会との関係

- 子ども会づくりにあたって、青少年指導員が音頭をとったり、地域の人々・団体に呼びかけて、その協力のもとに会を発足させることもよくありました。活発な子どもの遊びや集団活動が乏しくなっている今日、地域で子どもたちのグループづくりを進め、自主的な活動を促すことが、子どもの成長を促す上で必要になっています。
- 子ども会は、子どもたちが自主的に運営する組織です。子どもが自ら運営に当たるためには、単位会の規模も数十人からせいぜい百人までが適当ですが、さらに異年齢から成る十人内外の班が必要です。それらの自治活動を支えるために、おとな組織である育成会、指導・助言にあたる指導者会が設けられるのが一般的です。青少年指導員が、育成会に加わったり、指導者になる例も多く見うけられますが、子ども会が独自の指導者を見出すことを助けたり、子どもの中からリーダーが育ってくるようにすることも大事です。子ども会が自立した組織として発展していくよう協力することが青少年指導員の役割です。



◀ 5. 青年会との関係

●生まれ育った家族から自らつくる家族への移行期にある青年は、親しい仲間を得て、悩みや希望を語り合い、文化・スポーツ活動などで自己を表現することを必要としています。青年会はそ



のような青年の要求から生まれ、それに応えた活動をする組織です。青少年指導員は、そのような組織づくりを助け、活動に必要な情報を提供することが望されます。青年は自立の気持ちが強いだけに、その主体性を尊重し、求めに応じて援助にあたる姿勢が大切です。

●青年会ができるきっかけとしては、20歳の集いや祭りへの参加などがあります。また、青年教室からクラブが生まれ、それがいろいろな活動を展開することによって青年会となることもあります。このようなきっかけづくりも大切です。

◀ 6. その他の青少年団体・グループとの関係

●青少年団体には、子ども会、青年会のほかに、さまざまな団体があり、少人数から成るグループ・サークルもあります。青少年指導員は、地域にあるこれらの団体・グループにも注目して、求めに応じて援助したり、他の青少年団体との連携をはかることが重要です。

●中学生は、もともと子ども会のメンバーと考えられていましたが、近年子ども会は小学生を中心とするものが多くなり、勉強や部活動の影響もあって、子ども会に入っている中学生は多くありません。中学生をジュ

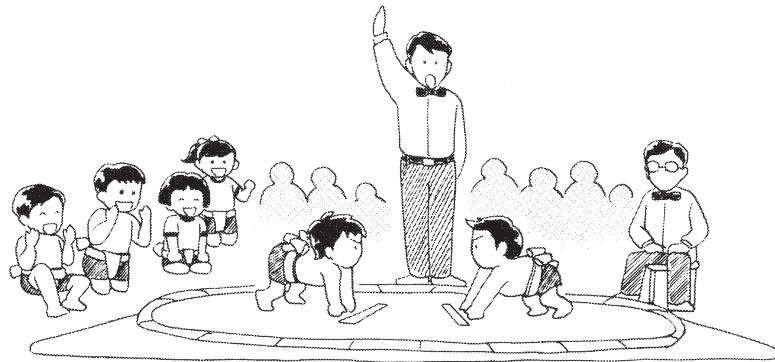
ニア・リーダーとして位置づけ、子ども会に入ることを促し、成功しているところもあります。同時に発達段階から見て、中学生独自の活動や高校生年代や青年と共にする活動も必要です。このような中学生の仲間づくりを進めたり、相談にのることも青少年指導員の大きな役割で、このことに力を入れている青少年指導員会は少なくありません。

- いきなり大きな集団をつくろうとすると失敗することがあります。関心を同じくする者や比較的身近な者で小集団をつくり、活動を通じて仲間をふやしていくことが適切です。

◀ 7. 青少年行事の開催

- 青少年指導員が主催して、青少年を対象とした行事を開催することができます。さまざまな青少年団体・グループがあるのに、青少年指導員がこのような行事に取り組むことの意味は、まだまだ未組織の子ども・青年が多く、行事への参加を通じて団体・グループづくりを進めることや、青少年団体・グループの横のつながりを密にすることにあります。
- 青少年指導員の主催する行事では、子どもや青年を単なる客のようにしたり、さまざまな青少年団体と無関係に行われるのではなく、参加者の相互作用を多くして、互いによく知り合い、グループ活動が展開できるように配慮するとともに、各種の青少年団体・グループについての情報を提供することが大事です。行事の開催に先立って、子ども・青年に企画・運営自体に参加するよう勧めたいものです。
- 公共団体や地域の諸団体が行う青少年行事に青少年指導員の協力が求められることがあります。それが広く地域の青少年を対象としているもので、青少年の発達にとって望ましいものであれば、積極的に協力することも青少年指導員の役割に含まれるでしょう。その際には、青少年指導員会での協議とともに、主催団体との事前の十分な協議によって、行事

の意義を明確にし、子ども・青年にとってふさわしいものにするよう努めることが課題になります。



◀ 8. 青少年活動に関する情報提供

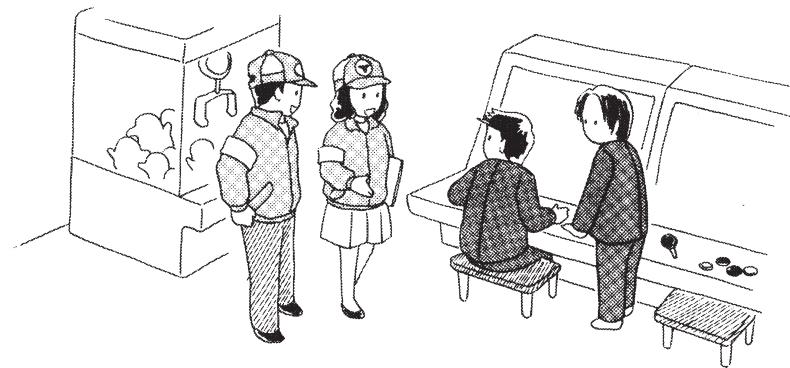
- どこにどのような青少年活動の場・機会があるか、どのような団体・グループが存在するか、参加の手続きはどのようにすればよいか、どこでだれに相談すればよいかなどについて、情報を収集し、提供することも青少年指導員の大きな仕事です。
- 青少年活動に関する情報は、青少年だけでなく、地域の成人や諸団体に対しても提供することが望されます。青少年の育成にあたっている多くの人が、身近にいる青少年指導員から情報提供を受けることによって、青少年活動への支援が活発になることが期待されます。そのためにも、青少年関係機関や各種団体とも連絡を密にすることが必要です。この点で、区や市の青少年指導員会の果たす役割には大きなものがあります。

◀ 9. 環境点検活動

- 子ども・青年の成長にとって望ましい環境整備がなされているか、危険な箇所や有害なところはないかなどについて点検を行うのも、青少年指導員の大事な活動内容です。問題箇所があれば、地域社会や関係機関に

連絡し、改善を促さなければなりません。また、望ましい環境づくりを積極的に提案し、みんなで力を合わせて取り組む空気をつくり出すことも大切です。

- そのためにも、地域の実態をよく把握する必要があります。地域を巡回し、改善すべき事項を地図に記入するなど、日常活動を積み重ねることが求められます。



◀ 10. 活動の場づくり

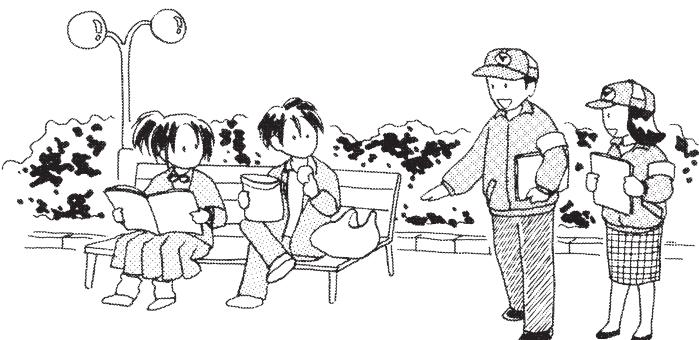
- 子どもの遊び場など、青少年の活動できる場の整備や確保が必要です。青少年指導員だけでできることもありますが、地域の人々が共同で取り組んだり、公共団体に働きかけることが必要なこともあります。
- 活動の場づくりは、新しい施設をつくることだけではなく、既成の施設の活用・開放を含むのであって、それらの施設の所有者への働きかけが必要です。遊び場にしても、既成の遊具がそろっていないなくても、走りまわったり、かくれんぼをしたり、すべりおりることができれば、子どもは喜ぶものです。段ボール箱や古タイヤも遊具となります。青年の会合の場所としても、気の張らない民家の一室を提供してもらうことなどが考えられます。

11. 相談活動

- 子ども・青年から、また子ども・青年のことに関して保護者や関係者から、相談をもちかけられることもあります。このような相談に応じることも青少年指導員の務めです。しかし、相談内容は、心理、身体、社会関係とさまざままで、深刻な問題が含まれることもあって、専門的力量を要するものも少なくありません。青少年指導員も、ケースワークやカウンセリングについて学ぶにこしたことはありませんが、有志指導者としての限界もあります。
- 青少年指導員が相談に応じる姿勢としては、相手の話を親身になって聞き、問題の整理を助け、必要に応じてしかるべき専門家や専門機関を紹介したり、そこに照会を行うことが重要になります。そのような機関を常日頃から把握しておかなければなりません。

12. 街頭指導

- 青少年が屋外において不良行為や危険な遊びを行っているとき、これに対して指導・助言を行う街頭指導が、重視されています。ただし、それは法的な権限を伴ったり、専門的な見地からなされるものでなく、青少年のことを思う市民の立場から行われるものです。



●指導・助言は、愛情に裏打ちされての声かけを中心としたものです。その効果から考えて、とくに小・中学生が対象になります。非行少年（犯罪少年、触法少年）については、直接対象でなく、関係機関への連絡に重点が置かれています。なお、街頭指導にあたっては、慎重さが必要であり、そのためにも複数あたることが原則です。

◀ 13. 地域社会への啓発活動

- 地域の人々の子どもや青年に対する理解が深まるように、広報活動、情報提供、連絡調整、会合の開催などによって啓発活動を行うことも、青少年指導員に期待される活動です。子ども・青年の実態はどうか、何を求めているか、地域社会として何を考えるべきかについて、周知徹底をはかり、提言を行うことが大切です。
- そのためにも、地域の社会福祉協議会や地域振興町会をはじめとする地域諸団体・社会教育関係団体などと連絡を密にして、地域社会への働きかけが効果あるものになるよう努めなければなりません。

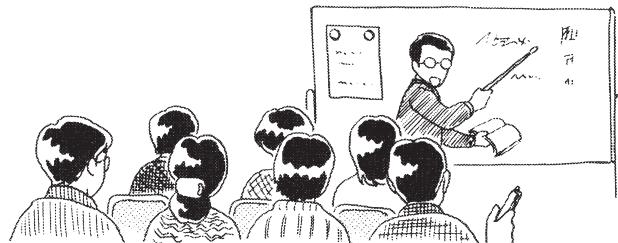
◀ 14. 地域資源の活動

- 地域には、子ども・青年の発達を支える力を持ったさまざまな人がいます。民話の語り手、昔の遊びの教え手、ものづくりの名人、仕事の場を見せてくれる人などを見出し、青少年活動に関わってもらうようにすることも、青少年指導員として心がけたいことです。これによって、子ども・青年の地域に対する親しみが増すとともに、地域の人々の子どもや青年に対する理解が深まるのです。各世代が一緒に活動する機会を設けることも、互いのつながりを強いものにします。
- 地域にある施設・資材・資金といった物的資源の活用をはかることも大事です。青少年活動の展開にあたって、役立つものを持ち寄ることによっ

て、地域のつながりが増し、地域の教育力が発揮されるのです。

◀ 15. 研修活動

- 青少年指導員がその任務を果たすためには、研修が欠かせません。指導員としての活動の中に、研修活動をきっちり位置づける必要があります。研修の内容としては、〈指導員の役割〉、〈青少年の理解〉など基礎的なことについてできるだけ早く学ぶとともに、地域の組織について考える〈コミュニティ・オーガニゼーション〉など専門的な学習を行うことも大切です。青少年リーダースクールなども積極的に活用することが望まれます。
- 実務研修においては、実践事例の交換や、研究テーマを決めての討議・ワークショップ等を試みたいものです。関係機関の訪問・見学等も研修プログラムの中に組み込まれるとよいでしょう。相談等については、実務家・専門家の意見を聞く機会を多くすることが必要です。



III

関係者・機関・団体との連携

◀ 1. 青少年福祉委員との関係

- 青少年福祉委員制度は大阪市独自のもので、青少年指導員の年齢が30歳未満とされた1956（昭和31）年に、その地域での活動をしやすいように関係団体との連絡調整にあたる役割を持つものとして設置されました。その後青少年指導員の年齢も引き上げられ、青少年福祉委員の役割も再検討されてきましたが、1999（平成11）年の大阪市青少年問題協議会専門委員会の報告によって、青少年指導員の若返りについて、このような連絡調整機能が再び重要になることなどが指摘されています。
- このほか、青少年福祉委員の役割としては、青少年活動の場を確保するため、学校、企業などの好意にもとづく施設の提供促進をはかるほか、遊び場整備に協力すること、地域の青少年団体以外の団体の活動の中に青少年問題に関する事業を導入するよう働きかけるほか、青少年健全育成を主な目的とする成人団体の組織化をはかること、青少年の余暇活動を豊かにするため、出版物、映画、ラジオ、テレビなどのマスコミや芸術、科学、その他文化財の利用や有害環境から青少年を守る運動を研究し、実践することなどがあります。これらについても、青少年問題協議会専門委員会報告で、区等に青少年福祉委員会を結成してこれらの任務にあたること、そのネットワーク、ノウハウを活かして青少年指導員のシンクタンクとして機能することなどが望まれています。すでに多くの区でその組織が発足しています。
- 青少年指導員は、青少年福祉委員とも緊密な連携をとり、活動しやすい条件づくりへの協力を依頼し、ときには合同で会合を持って情報を交換

することも意義があります。

◀ 2. 青少年育成推進会議との関係

- 大阪市では、広範な団体において青少年の健全な育成に向けた取り組みがなされるよう、1998（平成10）年に各区で青少年育成推進会議を設立しました。子ども・青少年の育成をはかるため、家庭、学校、地域、企業が一丸となって総合的かつ効果的に推進し、各種事業を通じ区民一人ひとりの意識高揚をはかることを目的としています。
- この会議の構成団体は、区役所、区内事業所、青少年健全育成関係機関、小・中・高等学校、青少年団体、青少年健全育成地域団体、企業等で、青少年指導員連絡協議会も地域振興会、社会福祉協議会などとともに青少年育成地域団体として加入することが求められています。活動内容としては、青少年育成区民大会の開催、区内青少年の実態把握、青少年健全育成・非行防止にかかる事業等の検討・実施、「子ども110番の家」事業の実施、各種研修会・講習会の実施、その他青少年の育成にかかわることがあげられています。これらは、青少年指導員の任務でもあり、この会議を通じて区内の諸団体と力を合わせて取り組むことができるのです。

◀ 3. 学校との関係

- 子ども・青年には、学校で学んでいる人も多く、その指導にあたる青少年指導員は、学校との連絡を密にする必要があります。青少年指導員から学校に積極的に働きかけて、相互信頼関係を確立して、情報交換を行い、取り組みを進めることができます。
- とくに学校長をはじめ、小学校の生活指導主担者、中学校の生徒指導主任と日頃から連絡をとることが望まれます。また、市内小中学校の生活

指導担当教員から成る青少年指導連盟が各区にありますから、長期休業中の校区巡回など連携して行うことが大切です。

- 関連して、PTAでも、校外生活指導委員会や地域PTA組織が設けられていることが多いので、これらの組織とよく連絡をとりあって、児童・生徒の発達を支えなければなりません。2002（平成14）年からの学校週5日制の完全実施は、ますます家庭・地域での児童・生徒の生活の比重を高め、その有意義な過ごし方への援助が課題となっています。
- 学校開放も盛んになっています。学校施設を用いての青少年活動が活発になることが期待されますが、学校教育に支障をきたさないよう配慮が必要です。その点でも、青少年指導員の指導や利用団体への働きかけが大切です。

◀ 4. 放課後活動との関係

- 大阪市では、放課後の子どもたちの活発な活動を保障するため、平日の放課後や休日に、いきいき活動を、学校を拠点として教職経験者など指導員の見守る中で展開しています。青少年指導員も地域の子どもたちの参加状況を把握し、協力していくことが望されます。
- このほか大阪市では、地域の学習活動を促進するため、学校を開放して、生涯学習ルームを設置しています。その運営には住民があたり、成人が多様な学習を行っていますが、子どもや青年の活動も含まれます。青少年指導員もこれらの活動を支えることが期待されます。

IV

青少年活動について

◀ 1. 青少年の成長

- 青少年の範囲は、広くは 0 ~ 30 歳未満と捉えることができますが、6 ~ 24、5 歳を青少年とし、さらに 6 ~ 14、5 歳の子ども（小・中学生）を少年、14、5 歳 ~ 24、5 歳の若者を青年とする例も多く見受けられます。少年自然の家、青年の家の主対象は、このような年齢区分にもとづいています。
- 青少年の成長を促進するには、生活体験を広げる自主的な集団活動が重要です。青年学級・青年教室など学習活動も重視されてきました。少年教室も多く開かれるようになっています。
- 外国でも、ユースワーク、ユースサービスといったことばのもとで、青少年活動の援助が行われています。ユースクラブやユースセンターでさまざまな活動が展開されるとともに、地域での社会的活動が重視されています。
- 青少年指導員は、青少年活動を援助し、青少年の成長を支えるボランティア・ユースワーカーともいえるでしょう。



◀ 2. 今日の青少年

- 核家族化、少子化、都市化のなかで、今日の青少年は、限られた人間関係のもとで育っています。地域のつながりも弱く、勉強や習い事もあって、近隣で多くの友人と遊ぶことも少なくなっています。このような状況下で、社会性の発達に問題が生じています。人と深い関係が持ちにくく、傷つくことを恐れて、真面目な話し合いを避け、距離を置く人も多くなっています。一方、関係のひずみもあって、いじめや不登校といった現象も見られます。社会性は、小さいときから、多様な人々と接し、大勢のなかまと触れ合うことによって育つものです。意図的にこのような機会をふやすことが必要になっています。
- 自然体験や労働体験も少なくなっています。市販のゲームに熱中する姿はよく見かけますが、身体を使った活動は不足しがちです。このことは、ストレスをもたらし、心身の発達に大きな影響を与えます。職場を体験したり、ボランティア活動をすると、生き生きし、人に認められることによって自分を再発見する子どもが多いことが指摘されています。学校でも体験学習が重視されるようになっていますが、地域でもこのような取り組みが重要です。
- 強い刺激を与えるマスコミや興味本位で消費を促す商業主義文化に囲まれて、せつな的に受身で生きる若者の姿も目立ちます。その一方で、芸術やスポーツ活動で、またボランティア活動で、自己実現をはかる若者も多く見かけます。環境を整え、活動のきっかけを提供すれば、目標を持って活躍するのです。学校週5日制の完全実施によって、地域での活動はますます重要になっていて、青少年指導員による支援活動への期待も高まっています。

◀ 3. 青少年活動の内容

●青少年活動の内容としては、さまざまなものが考えられますが、次のようなものを例としてあげることができます。

社会的活動…地域の研究・調査、社会問題・環境問題・人権問題等への取り組み、社会見学、社会奉仕、環境の美化・整備、地域行事など

文化的活動…読書、文芸、絵画、工作、写真、ビデオ制作、音楽、演劇、人形劇、舞踊、自然観察、科学学習、歴史学習など

体育的活動…野外活動、体操、スポーツなど

●子ども・青年の集団生活を豊かにし、社会性を伸ばすには、メンバーがプログラムの作成に参加し、話し合い、共同作業など相互作用の多い活動をくり広げることが大切です。性別で役割を分けるのではなく、男女共同参画を進めることによって、個性が発揮されるようにすることも課題です。



◀ 4. 青少年の社会参加・参画

●青少年活動が活発なものになるのは、楽しみを伴う活動内容が豊富に用意されているときですが、それが本当に充実感を味わうことができるも

のとなるのは、創造的なものであったり、社会的に意義のあるものであるときです。とくに、社会の主体的な担い手になるためには、社会的に重要な課題に取り組み、積極的に社会的役割を果たすことを経験しなければなりません。社会問題への取り組み、福祉活動、環境整備、地域社会の運営、町づくり、人権を守る運動など、社会参加の機会の拡大が望されます。子ども・青年の要求とこれらの社会的活動とを結びつけることによって、その活動は実のあるものとなるでしょう。

●青少年でも、与えられたことをするだけでなく、さまざまなことを決める場に加わることが必要です。このような社会参画を促進することによって、社会を担う力が育まれるのであります。

I - IV 上杉孝實（京都大学名誉教授）執筆



◀附1▶

非行防止活動のねらいと展開

① 少年非行の現状

- ◆大阪の少年非行は、平成20年、犯罪少年（犯罪行為をした14歳以上の少年）の検挙において、東京に次ぎ全国2位、触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満）の補導は全国最多で、検挙・補導人員は昨年に引き続き全国最多となっている。
- ◆罪種別では、57.7%を窃盗犯が占め、手口別では万引きが33.3%、自転車盗が29.3%、オートバイ盗が16.6%の順となっており、学識別では、中学生が48.3%を占め非行の中心となっている。
- ◆刑法犯（犯罪）少年のみによる刑法犯検挙件数のうちの共犯事件は30.4%と、全国平均の25.5%より4.9ポイント高く、特に凶悪犯については、大阪では52.2%となっており、全国平均の42.4%に比べて9.8ポイント高くなっている。
- ◆特別法犯で検挙・補導された少年のうち、女子の占める割合は17.2%であるのに対し、薬物事犯で検挙・補導された少年に占める女子の割合は、覚せい剤取締法違反では64.0%、毒劇物取締法違反では49.3%となっている。

② 地域非行防止活動の重要性

- こうした少年の非行地域を検討してみた場合、居住地を中心としてその周辺において行われていることが多く、地域における非行防止活動の重要性が認められる。
- もちろん少年の非行防止の一次的責任は、

警察や少年補導センター等にあり、またボランティア組織としては、非行防止活動を主な任務とする少年補導員や少年補導協助員等にあるが、これら警察等の取締り活動のみに頼っていたのでは、一応現象面での目的は達せられても、根本的な解決とはならず、むしろさくばくとした感情対立の問題が残り、地域住民相互の信頼関係がそこなわれる結果ともなりかねない。自らの地域問題は、できるかぎり権力作用によらず住民自らの手で解決をはかる自主的活動の精神が必要とされる。

③ 青少年指導員の役割と活動の限界

- 青少年問題に関して、その地域における指導者としての役割が期待されている青少年指導員は、青少年の健全な育成指導に重点をおいてはいるが、それと一体的な関係にある非行防止活動も、さけて通ることのできない重要な問題であり、積極的に取組んでこそ青少年指導員活動に対する地域住民の理解を高め、かつ期待に応えることになると考えられる。
- このように青少年指導員の地域における非行防止活動の活躍と成果が期待されるものの、それは特別な権限が付与されたものではなくて、すべての青少年の健全な育成と将来の幸せを願う深い愛情と熱意、行動力に求められる。こうした奉仕活動においては、おのずから活動に限界のあることを理解し、行きすぎのないよう十分留意してあたる必要がある。

④ 対象少年の区別と選定

●非行防止活動にあたる場合、どういう行為をする少年が対象となるかを十分理解し、指導対象の選定を行うことが必要である。すなわち、20歳に近くかつ犯罪性の高い少年を指導対象にしても指導効果は認めがたく、この場合警察等の保護措置にゆだねることの方が適当であろう。

1 区 分

●行為内容によって一応次のように区分される。

⑦非行少年

●少年法第3条に規定する家庭裁判所の審判に付する少年のことをいう。

犯罪少年 14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した少年

触法少年 14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年 20歳未満の少年で保護者の正当な監督に服さないあるいは正当な理由がなく、家庭に寄りつかないなど、その性格や、環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

④不良行為少年

●非行には該当しないが、喫煙、飲酒、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をする少年

⑤要保護少年

●非行少年には該当しないが、保護者から虐待され、酷使され、又は放任されている少年、その他児童福祉法による措置が必要と認められる少年

2 選 定

●日常の活動過程の中において、いちいち選定をしながら指導活動を行うことは極

めて困難なことであろうが、青少年指導員の非行防止活動の本来のねらいは、いまだ非行経験のない少年の非行化を防ぎ、健全育成指導をはかることにあると考えられる。不良行為少年、要保護少年あるいは、非行少年であっても非行軽度の触法少年等が対象となるのであって、それでこそボランティア活動としての指導効果も期待できるのである。

5 ケースワークの一般的留意点

1 街頭指導

⑦平素の準備・心がけ

●どこに、何時ごろ、どのような少年が集まるかなど、担当地域を中心とした周辺の実情を知っておくこと。また少年のあいだで流行している遊び、服装、持物あるいは話題となっているタレント、歌手、歌の傾向等を知っておくことも、少年の行動を理解し、話をスムーズに進めるうえにおいて必要なことである。

④身分の明示

●青少年指導員証等を提示し、少年の非行防止活動を行っていることを理解させ安心させること。

●対象少年にとっては、街頭指導は予期しないことであり、呼びかけた人が何者であるか不明のため、心理的に不安動搖をもたらすものである。したがって呼びかけのはじめの時点で身分を明らかにして安心感を与えておく必要がある。

⑦調査の要領

●特別な権限を与えられたものでないことを念頭におき、権力的な言動、態度、行動等のないよう心がけること。対象

少年が喫煙、飲酒している等外にあらわれた行為、行動をとらえながら注意指導を行うようにし、持物、所持品等の検査は、たとえ本人の承諾があつても絶対に行ってはならない。また喫茶店、ゲームセンター等少年のたまり場となっている施設への立入りについても、営業妨害等の抗議問題がおきるおそれがあるので原則として行わない。立入指導の必要が認められるときはできるかぎり警察官の同行を求めて行うようにする。

②呼びかけ・対話等の要領

●人目につかない場所を選び、さりげない言葉を使うなど相手をびっくりさせないようにする。また、頭ごなしにしかったり、質問せめにせず、できるだけ相手のいい分を聞いてあげること。相手の年齢などを考え、教訓的な話しあるべく避け、軽率で無責任な言葉、態度は慎むようにする。住所、氏名を聞きだし、本人の目の前でメモをとることは警戒心を与え反抗的態度をとらせるなど指導効果を逆行させることとなるので原則として行わないようにする。

③別れきわの言葉と態度

●じゅうぶん納得させ、激励のことばをかけて別れ、感情が対立したままで別れないよう心がけること。

④連絡と引継ぎ

●原則として現場における注意指導にとどめるべきであるが、家出少年であつたり、万引等の非行を犯していると思われる場合は警官等へ連絡し、引継ぐなど適切な措置を行うこと。

⑤指導員相互の協力

●たとえ善意で行う奉仕活動であつても、すべて理解され共感を得るものとはかぎらない。思わない妨害、反撃を受ける危険性のあることを十分認識し、街

頭指導にあたる場合はできるかぎり複数で協力しながら行うようにし、原則として単独で行うことはさけるようにすること。

2 少年相談

①気軽な応対

●来談者は常に不安感と期待感を抱きながら訪れるものである。正面切ったかたい応対では十分な話もできないだろう。来談者に失礼にあたらない程度にふだん着を着ている気持で気軽に応じ、また聞いてあげるから話してみなさいではなく、力になれることがないか聞かせて下さいといった柔軟で思いやりのある態度で対応する必要がある。

②真剣な応対

●聞く者にとっては、なんでもないささいなことと思われることでも来談者にとっては重大かつ深刻な問題である。じっと耳をすまして聞く真剣な対応が必要であり、またそのことだけで相談の目的が達せられている場合もある。また来談者の側に問題が認められ、その意見が正しくないと思われる場合でも、ただちに否定せず、いい分をよく聞いて逐次反省を促す方向に指導する。

③場所の選定と秘密の保持

●明るいふいんきの、落ちついて相談のできるような場所を選ぶことが必要で、あまり人目のささい静かな感じの喫茶店等を利用するのも一つの方法である。また秘密の保持については責任を持つことを話して安心感を与えるようにする。

④専門機関の紹介

●その場での助言、指導で目的が達せられるものばかりとは限らない。相談内容によっては専門機関へ適宜紹介し、適切な措置を依頼する必要もある。

一参考事例一

- ◆教育センター…中、高校生の進路相談、登校拒否、家庭内暴力等の問題
- ◆児童相談所…情緒面での問題（落ちつきがない、弱いものいじめ、乱暴等）しつけ等の問題
- ◆警察・少年補導センター…ぐ犯、不良行為、非行等の問題

④関係機関との連携

- 地域内の学校教師はもとより、警察の少年担当者、派出所員、あるいは少年補導員、少年補導協助員等と日ごろから連携し良好な関係を保持しておくことは、いざというとき依頼に対する協力が得られやすくなる。特に児童相談所の地区担当児童福祉司と面識をもち、福祉事務所への出張相談日を知っておくことは、少年相談ばかりでなく街頭指導を進めるうえにおいても役に立つことである。
- ただ自分の意図する協力が得られなかつた場合でも、相手の事情を十分理解し、非難することは慎まねばならない。

⑥ 具体的行為のケースワーク

1 飲酒・喫煙

- 最近自動販売機の普及などから容易に入手できることもあって未成年者による飲酒・喫煙の傾向は増加し、低年齢化の傾向がある。一般に喫煙は20歳未満でも、それを親が容認しておればかまわないといった誤った観念があるが、不良化へのきっかけともなり、特に中・高校生の飲酒・喫煙行為の早期発見と適切な注意指導が必要である。指導活動にあたり次の点に留意する。

- ◆未成年者が禁止されている理由や不良グループに勧誘されやすいことなどを説明して納得させること。
- ◆たばこなどは原則として廃棄させるようにし、本人が承知しても決して預ったりはしないこと。
- ◆自らが飲酒・喫煙をしながら指導活動を行わないこと。

2 深夜はいかい

- 深夜とは、午後10時以降午前4時ごろまでのあいだのことをいうが、目的もなく盛り場、公園等をはいかいする行為である。別段この時間帯にとらわれる必要はなく、常識的に考え少年にとって不自然と思われる状態ならば指導の対象となろう。

少年の深夜はいかい行為は、週末とか休日の前日に多く見られる。したがってこの時期の街頭指導活動の強化は重要であり、発見次第帰宅を指導するとともに、特に年少少年の場合は、可能ななかぎり保護者に連絡して引取らせ、さらに保護者に対して家庭で子どもを見守ることを強化するよう指導することも必要である。

3 金銭乱費、金品持出

- 子どもがたくさんの小銭を持ってゲーム遊びに興じていたり、友達に気前よく物をおごってあげているなどのケースがある。少年が年齢不相応な金使いをしていたり、少年にとって不相応な現金や高価な物品を所持している場合もある。それら金品の入手先が窃盗、恐喝等の犯罪行為によるものではなくとも、保護者のあやまった過度な支給によるものか、または保護者に無断で持ち出されている場合がある。いずれ

にしても問題性は高く、放置すれば遊興癖が習慣化し、非行グループへの接近をまねき、ついには窃盗、恐喝等の非行に発展していくおそれがあるばかりでなく、反対にそれら犯罪の被害にかかる危険性もある。

また、保護者に対して少年の日ごろの行動について理解させ、もっと関心を持たせることが大切である。金品の管理をきっちりするようにうながすとともに、なによりもまちがった養育態度を改めさせるよう指導することが、特に重要とされるのである。

■ ■ ■ 4 家出・無断外泊 ■ ■ ■

- 家庭に帰る意思がなく、保護者のもとからはなれた場合が家出であり、帰宅する意思はあるが、一時に保護者のもとから無断ではなれて外泊する行為を無断外泊という。いずれも保護者の正当な監護に服さない点は同じである。
- 家出の場合、怠学の場合と同様4月、9月の長期の休み明けの時期に目立つ。休み中の自由気ままな生活が原因となっていることが多い。日ごろ学校の勉強に追われ苦労しているのだから夏休みのときぐらい自由に遊ばしてあげようと親は寛大になりがちであり、また夜遊びや不良交遊等の問題行為があっても気づかず見すごしてしまいやすい。その間に子どもは喫茶店、バー等へ出入りし交遊関係を広めながら、はじめて経験する遊びの魅力にはまり込み、容易に立ちなおれないまま、新学期の始まりとともに家出してしまうというケースが多く見受けられる。
- こうした家出は、喫茶店、スナック等の飲食店に簡単に住込み就労できるこ

ともあって、女子少年に多く、それだけに危険性も高く、なかには暴力団のえじきとなって人身売買の被害者となるケースも少なくない。

●少年の家出は、発見が早ければ早いほど指導の効果は大きく、こうした時期の盛り場、駅の周辺、公園などにおける早期発見指導活動は特に重要である。最近の家出少年は身なりもよくなり、大きな荷物を所持することも少なくなったので判別しにくくなっているが、それでもどことなく態度が落ちつかず、不安な表情が現れているものである。

●親の了解を得て出てきているとか、友達と待ち合わせているなどことは巧みにいい逃がれしようとするが、動作の不審と思われるときは警察へ連絡し、保護を依頼するようにする。地域内の居住少年ですぐ保護者に引渡しできる場合は別にして、特に女子少年を長時間引止め保護することは、誘かい等の誤解をまねきかねないので注意する必要がある。

■ ■ ■ 5 怠学・怠業 ■ ■ ■

●理由もなく学校や職場をさぼり、駅構内、百貨店、公園その他盛り場等をうろつく行為である。時期的には学生生徒の場合は、夏休み等の長期間の休み明けのときに多くみられ、遊び過ぎて宿題を怠っていたり、あるいは自由ほん放な生活態度を容易に転換できず、学校に遅れ行きそびれてしまった等の理由が目立つ。また勤労少年の場合は入社したてのころが多く、職場になじめないと理由に始まり、少しなれてくれる、夜遊びが過ぎて朝起きることができず遅刻した等の理由によるこ

とが多い。放置しておくと習癖になりやすく、勉学意欲あるいは勤労意欲を低下させるばかりか、盛り場等で遊ぶことによって他の不良グループとの関連が生じやすくなり、万引、たかり等の非行をおこすことも少なくない。

これらの行為をする少年を発見した場合、原則として直ちに登校または出勤するように説得し、小中学校等の場合は、できるだけ保護者、教師等に連絡し引渡すことが望ましい。しかし例えれば、親が子どもの養育をかえりみなかつたり、親自身が家出蒸発していないなどのように、適當な保護者がいなければ、保護せざることが適當でない家庭事情を持つ少年が、常習的に怠学を繰り返しているような場合には、学校の教師に連絡しながら、要保護少年として児童相談所または警察に保護を依頼することも検討する必要がある。

6 薬物乱用

- 覚せい剤、シンナー、接着剤、睡眠剤、鎮痛剤等心身に有害な影響を及ぼす薬物を乱用し、またはその目的で薬物等を所持する行為である。
- シンナー・ボンド等の有機溶剤の吸引使用は、昭和40年ごろ東京のヒッピー族を中心にはじまり、全国的に流行することとなった。昭和47年にはシンナー乱用による死亡者が出ていたところから、毒物及び劇物取締法が一部改正され、この種の遊びに対する法的規制が講じられることになった。そのため現在有機溶剤の吸引使用による薬物乱用は年々減少しているが、その一方で覚せい剤に手をそめる中高生が増加傾向にあるなど、問題は深刻化している。

- 覚せい剤を使用すれば1時間以内に急性中毒症状が出現し大部分が24時間以内に消失する幻覚などの精神症状や発汗などの身体症状が現れ、さらに薬効の消退に伴って疲労・脱力・抑うつなどの反跳現象が数日間持続する。覚せい剤中毒になると不安や被害妄想などの症状が現れ妄想や幻覚によって突然的に重大犯罪をおこすこともあるほか、麻薬を入手するために、借金をしたり、窃盗・売春などの犯罪をおかすようになりたいへん危険である。また、脳や内臓、生殖機能へ障害や悪影響を与え急性中毒で死にいたることもある。
- 有機溶剤を乱用すれば習慣性となり、脳や肝臓等がおかされ、死に至るおそれがあり、また密室化した場所で使用すれば窒息死するといった恐ろしいものである。しかし、「退屈だから」「ほかにやることがないから」あるいは好奇心といった安易な動機から喫煙、飲酒等と同程度の興味、関心によって乱用されており、無気力で依存的な意志薄弱な少年に多く見受けられる。
- 覚せい剤はもちろんのこと有機溶剤を乱用している少年を発見したときは、危害防止に気をつけながら、ただちに警察に連絡して保護措置を依頼する必要がある。
- 最も重要なことは予防である。特にシンナー・ボンド等の有機溶剤の薬物乱用は人目をさけて空家、公園等で行うことが多いので、やらせないためのこうした場所に対する監視活動の強化が重要である。また保護者等から少年相談として受けたときは次のような措置を考えられる。

◆吸引の程度、友達関係、保護者の監護状況等を調査しながら適宜警察、少年補導センター、児童相談所等を紹介し、専門的な調査指導を依頼する。

◆医師の診察を受けさせるようにし、医学的立場から危険性を強く警告してもらう。

◆地域の健全育成活動の中に参加させるようにし、目的意識を持たせ指導を行うとともに、シンナー・ボンド等有機溶剤の入手先を調査し、販売店の協力を求める働きかけをする。

7 不健全娯楽

◆風俗営業所等への出入・利用（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で18歳未満の少年が禁止されている行為）

●キャバレー、ダンスホール、バー、クラブ、ホストクラブ、カップル喫茶等にみだりに出入りする行為

●店舗型・無店舗型（ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等）のいわゆるテレホンクラブに出入りしたり会話を申し込む行為

◆射幸行為

●馬券、車券等を購入したり、パチンコ、麻雀店に立入り遊戯したり、その他金品を目的で行うと博類似行為

◆ポルノ雑誌等の所持

●ポルノ雑誌販売店に出入りしたり、ポルノ雑誌とか性器具等みだりに性的感情を刺激するような物を所持する行為

◆その他の不健全娯楽

●成人映画の上映館、ストリップ興業場等にみだりに出入りする行為

等の行為をする少年が対象となる。これらの行為は、馬券・車券等を購入する行

為（競馬法では未成年者の馬券購入を禁止し、処罰の対象としている）以外、少年は処罰の対象とならないが、射幸心をあおり、またみだりに知的感情を刺激するなど、健全な道徳心を低下させ、非行を誘発させる問題性の高い行為であるので、指導対象として見逃すことはできない。しかしこれらの行為を行う少年は、中学生高学年以上の者に多く、不良性も高い。したがって、このような場合、あまり深入りをした指導を行うと思いがけない反発をまねくおそれがあるので、十分注意して指導に当たらねばならない。

●また、これら少年の具体的な行為を発見したときは、業者に対する注意指導と協力依頼を行うことは特に重要であるが、これらは主に警察の対象業者でもあるので、警察と連携し、営業の責任者に対して注意指導と協力依頼を行うようにすれば効果があろう。

8 不良交友・いかがわしい場所への出入り

●暴力団や暴走族等の犯罪性のある人、または不道德な人と交際し、それらの事務所、たまり場、自宅に出入りしたり、そのほか売春の風評のある飲食店、旅館、ストリップ劇場等に出入りする行為である。これら対象の人または場所はいずれも問題性が高いだけに、それらから受けける感化は強く、非行に移行しやすい危険性がある。こうした行為をする少年は比較的年齢も高くかつ不良性も高いので、その指導は非常にむずかしく、へたにそれらから切り離そうとすると、確信性傾倒性が強いだけになお、一層交遊関係を深めていくおそれがある。

●この行為は、少年法第3条1項3号の

「ハ」の「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入りすること」の規定につながるので、ぐ犯少年として警察的保護措置を要する場合が多い。

◎この程度に至らない比較的軽度の不良交友関係についても見のがしてはならない。たとえばバー、喫茶店、ゲームセンター、公園等不良少年がたまり場としやすい場所で、喫煙、飲酒等の不良行為を行う高校生グループに中学生が親しく交っているというケースがある。こうした場合、高校生に対する喫煙、飲酒等の注意指導とあわせ、中学生に対しても交友する時間、場所あるいは本人自身の態度等具体的な問題点をやわらかく指摘しながら指導を行うことは、街頭指導活動上重要なことである。

◎近年の高度通信情報社会を反映して電子メールや「出会い系サイト」によってなんら面識のない人と友達になったり交際が増えることにともなって中・高校生が事件や被害に巻き込まれるケースが多発している。電子メールそのものはより有効に使えばそのものは十分役立つものであるが、これらの事象は情報通信社会の負の側面を象徴するものとして社会問題となっている。指導にあたっては、これらのしくみをよく理解したうえ、「知らない人からのメールに応答しない」「自分や家族の情報を教えない」「うまい話には必ずおとし穴がある」など子ども達にきっちりと注意してあげることが重要である。

■ ■ ■ 9 女性へ誘惑・いたずら ■ ■ ■

◎女性を誘惑し、または正当な理由がな

く女性の身体に触れたり、つきまとったりする行為である。たとえば単独または数人で下校する女学生に「お茶を飲みませんか」等と話しかけて交際を求め、相手がいやがって立ち去ろうとするのに、なおも交際を求めて追隨するような程度のときが指導対象となる。こうしたことはしばしば街頭で見受けられ、冗談半分的な軽い気持ちで受けとられているが、放置すると道徳観念を低下させ、大胆な行動にエスカレートさせるおそれがあるので、注意指導が必要である。

◎しかし、たとえば夜間人通りの少ない場所で女性につきまとい、不安を覚えさせるような卑猥な言動をしたり、乳房やでん部等に触れる行為は一般に痴漢といわれる犯罪行為となり、警察的な措置が必要となるので、その対応には十分注意しなければならない。

■ ■ ■ 10 凶器携帯 ■ ■ ■

◎正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、ヌンチャク、チェーン等、人の生命身体に害を加えるのに使用されるおそれのあるものを携帯する行為である。たとえばけんかをする目的でこれらを携帯すれば犯罪行為となるが、友達にみせびらかせていわゆるいい格好をしているような単純、偶発的なときに指導対象となる。これらの物件については、捨てさせるか、保護者、教師等に連絡し、引き渡すようにする必要があるが、こうした物件を持つこと自体問題があり、粗暴的性格を持つ少年に多く、ときとして自制心を失い反抗してくることがあるので十分注意しなければならない。

◀附2▶

大阪府青少年健全育成条例（全文）

昭和59年 3月28日	大阪府条例第 4号
一部改正 昭和59年12月22日	大阪府条例第 57号
一部改正 平成 3年12月20日	大阪府条例第 42号
一部改正 平成12年 3月31日	大阪府条例第 54号
一部改正 平成15年 3月25日	大阪府条例第 18号
一部改正 平成16年 3月30日	大阪府条例第 26号
一部改正 平成17年10月28日	大阪府条例第110号
一部改正 平成19年12月26日	大阪府条例第 92号
一部改正 平成20年12月24日	大阪府条例第 85号

前文

青少年が健やかに育つことは、府民すべての願いである。われわれは、青少年自らが、たくましい自立の力、やさしい心、豊かな創造性を身につけて、互いに助けあい、社会の発展と人類の幸福に貢献する人間に成長することを心から希望し、期待する。

同時に、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、彼らをささえ、みちびくことは、社会全体の責務であることを改めて自覚するものである。

われわれは、大阪の誇る自由と進取の伝統を大切にしつつ、府民のすべてが、それぞれの立場で心身ともに健やかな青少年を育成することに努力したい。

ここに新たな決意をもって、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 青少年は、社会の一員として尊重され、かつ、良好な環境の中で心身ともに健全に成長するよう家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において配慮されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- (2) 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真並びにレコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。
- (5) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。
- (6) 飲食店営業 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業及び同条第2号に掲げる喫茶店営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる営業を除く。)をいう。

(7) 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の交際(会話を含む。以下この号において同じ。)を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の方の者に取り次ぐことによって営むもの(風適法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。)をいう。

(府の責務)

第4条 府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、保護者(親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。)、地域住民、学校並びに青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体と連携及び協力をを行うものとする。

(営業を営む者の責務)

第5条 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の営業を営む者は、その営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第6条 保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にする心を醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければならない。

2 青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となって行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(府民の責務)

第7条 府民は、深い理解と关心をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

(府の基本施策等)

第8条 府は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年が互いに友情や連帯を深めるようスポーツ、文化及び社会参加の活動を促すこと。
- (2) 青少年が諸外国の青少年と友好を深め、その視野を広げるよう国際交流を盛んにすること。
- (3) 青少年が健やかに育つよう心の通った地域社会づくりを進めるここと。
- (4) 青少年が愛情をもってはぐくられ、豊かな心を養うようあたたかな家庭づくりを助けること。
- (5) 青少年が自然と親しむ場や身近に集う場を整備し、その活用を図ること。
- (6) 青少年が情報社会において自律性や自主性をもって対応できるようにするための取組を推し進めるここと。
- (7) 青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくり、青少年の非行を未然に防ぐための活動を推し進めること。
- (8) 青少年の規範意識を醸成するための取組を推し進めること。

2 知事は、前項の施策の実施についての総合的な計画を策定しなければならない。

(適用上の注意)

第9条 この条例は、府民の自主的な活動を尊重しつつ青少年の健全な育成を図ろうとするものであって、これを濫用し、表現の自由その他この条例の規定の適用を受ける者の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 社会環境整備のための規制等

第1節 営業に関する自主規制

(自主規制の規約の設定等)

第10条 次に掲げる者又はその組織する団体は、当該者がその営業に関し、青少年の健全な成長を阻害

することのないようにするため遵守すべき基準についての協定又は規約(以下「自主規制の規約等」という。)を締結し、又は設定するよう努めなければならない。

- (1) 図書類の販売又は貸付けを業とする者
 - (2) 興行を主催する者又は興行場を経営する者
 - (3) がん具刃物類の販売を業とする者
 - (4) 飲食店営業を営む者
 - (5) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者(風適法第2条第1項第7号に掲げる営業を営む者を除く。)
 - (6) 自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に掲げる自動車及び同項第10号に掲げる原動機付自転車をい。以下この号において同じ。)の販売、貸付け若しくは整備又は自動車等の部品の販売を業とする者
 - (7) 設備を設けて客にボウリングを行わせることを業とする者
 - (8) 個室を設けてカラオケ装置(再生した伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるよう構成された装置をい。)を設置して客の利用に供することを業とする者
 - (9) 図書類を閲覧し、若しくは視聴させること又はインターネットを利用することができる端末装置(以下「端末装置」とい。)を設置して客の利用に供することを業とする者
 - (10) 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商(以下「古物商」とい。)
 - (11) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋(以下「質屋」とい。)
- 2 前項に規定する者(以下「自主規制対象業者」とい。)又はその組織する団体は、自主規制の規約等を締結し、又は設定したときは、速やかに、当該自主規制の規約等の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る自主規制の規約等を廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに、その届出事項を公示しなければならない。

(府の要請)

- 第11条 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が自主規制の規約等を締結し、又は設定していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、自主規制の規約等を締結し、又は設定するよう要請することができる。
- 2 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が締結し、又は設定した自主規制の規約等が前条第1項の目的に適合していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、当該自主規制の規約等の内容について必要な改善をするよう要請することができる。

(勧告)

- 第12条 知事は、自主規制対象業者が自主規制の規約等を遵守していないと認めるときは、当該自主規制対象業者又はその者が所属している団体に対して、自主規制の規約等を遵守するよう、又はこれを遵守すべきことを指導するよう勧告することができる。

第2節 有害な図書類等の販売等の禁止等

(有害な図書類の指定)

- 第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。
- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの
 - (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの
 - (3) 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定め

る基準に該当するもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。ただし、その内容が主として読者又は視聴者の性的感情を刺激するものでないと認められるものについては、この限りでない。
- (1) 書籍、雑誌、コンパクトディスク又はデジタルバーサタイルディスク(以下「書籍等」という。)であって、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規則で定めるものを描写し、又は撮影した図画、写真等を掲載し、又は記録するページ(表紙を含む。以下同じ。)等の数が当該書籍等のページ等の総数の10分の1又は合わせて10ページ以上を占めるもの
- (2) ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク又はデジタルバーサタイルディスクであって、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で規則で定めるものを描写した場面が合わせて3分を超えるもの
- (3) 図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で、規則で定めるところにより知事が指定するものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして青少年の閲覧、視聴又は聴取を不適当と認めたもの
- 3 知事は、第1項の規定により指定した図書類が同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しをしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。
- 5 第1項の規定による指定及び第3項の規定による指定の取消しは、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(有害図書類の販売等の禁止)

- 第14条** 図書類の販売、貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)は、前条第1項の規定により指定された図書類及び同条第2項に規定する図書類(以下「有害図書類」という。)を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させはならない。
- 2 何人も、有害図書類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように努めなければならない。

(有害図書類に対する勧告及び命令等)

- 第15条** 図書類取扱業者は、規則で定める方法により、有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければならない。
- 2 知事は、図書類取扱業者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該者又は当該有害図書類を管理する者に対し、期限を定めて、当該有害図書類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(有害ながん具刃物類の指定)

- 第16条** 知事は、がん具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具刃物類とする。
- (1) 性器を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状のがん具刃物類
- (2) 専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかであるがん具刃物類
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(有害がん具刃物類の販売等の禁止)

- 第17条** がん具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第1項の規定により指定されたがん具刃物類及び同条第2項に規定するがん具刃物類(以下「有害がん具刃物類」という。)を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換してはならない。

- 2 何人も、有害がん具刃物類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換しないように努めなければならない。

(有害がん具刃物類に対する勧告及び命令等)

第18条 がん具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具刃物類(第16条第2項に規定するものに限る。)を、青少年を自由に入り出さないための間仕切り等により仕切り、かつ、内部を容易に見通すことができない場所に陳列しなければならない。

2 知事は、がん具刃物類の販売又は貸付けを業とする者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該者又は当該がん具刃物類を管理する者に対し、期限を定めて、当該がん具刃物類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等)

第19条 図書類又はがん具刃物類(以下「図書類等」という。)の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機又は自動貸出機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けの操作ができるものを含む。以下「自動販売機等」という。)により図書類等の販売又は貸付けを行おうとするとき(自己の経営する店舗の店頭又は法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等を設置し、図書類等の販売又は貸付けを行おうとするときを除く。)は、あらかじめ当該自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)、当該自動販売機等の設置その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る販売又は貸付けをやめたときも、同様とする。

2 前項の規定による届出を行った者は、知事が交付する表示票を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けなければならない。この場合において、当該届出を行った者と当該届出に係る自動販売機等の所有者とが異なるときは、その所有者は、表示票のはり付けを拒んではならない。

(自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止)

第20条 図書類等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、有害図書類又は有害がん具刃物類(以下「有害図書類等」という。)を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した図書類等が有害図書類等に該当することとなったときは、直ちに当該有害図書類等を撤去しなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動販売機等については、適用しない。

(1) 法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されているもの

(2) 規則で定める方法により設置されているもので、青少年が購入又は借り入れをすることができないもの

4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類等を収納している者又はこれを撤去しない者に対し、期限を定めて、当該有害図書類等の撤去を命じることができる。

(設置場所に係る努力義務)

第21条 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内においては、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類等を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

第3節 有害広告物に対する措置命令

第22条 知事は、道路その他公衆の通行の用に供する場所から見えるような方法で表示された広告物が第13条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、期限を定めて、当該広告物の内容の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第4節 古物の買受け等の禁止

(古物の買受け及び物品の質受け等の禁止)

- 第23条** 古物商は、青少年から古物(青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると告げたものを含む。以下「着用済み下着」という。)を除く。)を買い受け、若しくは交換し、又は青少年から古物の売却若しくは交換の委託を受けてはならない。
- 2 質屋は、青少年から物品(着用済み下着を除く。)を質に取つて、金銭を貸し付けてはならない。
- 3 古物商又は質屋は、古物の売却等又は物品の質置き等を申し出た者について、身分証明書等の提示を求める等の方法により青少年でないことを確認しなければならない。ただし、当該申出を行つた者が明らかに青少年でないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定は、当該青少年が保護者と同伴する場合又は保護者の委託を受け、若しくはその承諾を得ていると認められる場合は、適用しない。

第5節 夜間入り制限等

(夜間営業を行う施設への入り制限等)

- 第24条** 第10条第5号及び第7号から第9号までに掲げる者(同条第5号に掲げる者にあっては、風適法第2条第1項第8号に掲げる営業を営む者を除く。以下この条において同じ。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に、青少年を当該施設に立ち入らせてはならない。
- (1) 16歳未満の者 午後7時(保護者が同伴する場合その他規則で定める場合にあっては、午後10時)から翌日の午前5時まで
- (2) 16歳以上18歳未満の者 午後10時から翌日の午前5時まで
- 2 第10条第5号及び第7号から第9号までに掲げる者は、前項各号のいずれかに定める時間に営業を営むときは、当該施設の入口等人の見やすい場所に、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間における青少年の入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。
- 3 第1項各号のいずれかに定める時間に営業を営む者(第10条第5号及び第7号から第9号までに掲げる者を除く。)は、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間において、当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(保護者の努力義務)

- 第25条** 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に青少年を外出させないように努めなければならない。
- (1) 16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時まで
- (2) 16歳以上18歳未満の者 午後11時から翌日の午前4時まで

第6節 出会い喫茶等営業の規制

(出会い系等営業の届出)

- 第26条** 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、営業を開始する日の10日前までに、営業所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項(同項第二号に掲げる事項にあっては、営業所の名称に限る。)に変更があったとき、又は当該出会い系等営業を廃止したときは、その変更があった日又は廃止をした日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(出会い系等営業の禁止区域)

- 第27条** 出会い喫茶等営業は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(第30条第2項及び第31条第2項においてこれらを「営業禁止区域」という。)においては、これを営ん

ではない。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程を置ぐものに限る。)又は同法第134条第1項に規定する各種学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、同項の適用の際現に前条第1項の規定による届出をして出会い系喫茶等営業を営んでいる者の当該出会い系喫茶等営業については、適用しない。

(禁止行為)

第28条 出会い喫茶等営業を営む者(以下「営業者」という。)は、青少年に対し、次に掲げる行為を行なつてはならない。

- (1) 営業所に客として立ち入らせること。
- (2) 出会い喫茶等営業の客となるように指示し、又は勧誘すること。
- (3) 出会い喫茶等営業の客に接する業務、出会い系喫茶等営業の客となるように勧誘する業務又は出会い系喫茶等営業に関する文書、図画その他の物品(次号において「宣伝文書等」という。)を頒布する業務に従事させること。
- (4) 宣伝文書等を頒布すること。

(青少年の立入禁止の掲示)

第29条 営業者は、その営業所の入口に、青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

(広告及び宣伝の規制)

第30条 営業者は、出会い系喫茶等営業に関する広告又は宣伝を行うに当たっては、青少年の営業所への立入りを禁止する旨を明らかにしなければならない。

- 2 営業者は、営業禁止区域内において、次に掲げる広告物を除き、営業所の名称、所在地又は電話番号に係る広告物を表示してはならない。
- (1) 第27条第2項に規定する者の当該営業所において自己の営業に関し表示する広告物
 - (2) 法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所において表示する広告物で、道路その他公衆の通行の用に供する場所から見えない方法で表示するもの

- 3 知事は、営業者が前項の規定に違反したときは、当該営業者又は同項の規定に違反して表示されている広告物を管理する者に対し、期限を定めて、除去、移転その他当該違反行為を是正するために必要な措置を執ることを命ずることができる。

(出会い系喫茶等営業の停止等)

第31条 知事は、営業者又はその代理人、使用人その他の従業者(第54条において「代理人等」という。)が当該出会い系喫茶等営業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い系喫茶等営業の全部又は一部の停止を命ずることができる

- (1) この条例に規定する罪(第48条(第27条第1項に係る部分に限る。)の罪を除く。)に当たる違法な行為をした場合
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違反な行為をした場合
- (3) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条第1項又は第61条第1項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定に違反した場合
- (4) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条第2号の罪に当たる違法な行為をした場合
- (5) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号(同項第6号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第9号の規定に違反した場合
- (6) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪に当たる違法な行為をした場合

(7) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)

第4条から第8条までに規定する罪に当たる違法な行為をした場合

- 2 知事は、前項の場合において、当該営業者が営業禁止区域内において出会い系喫茶等営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該営業禁止区域内において営む出会い系喫茶等営業の廃止を命ずることができる。

(従業者名簿)

- 第32条** 営業者は、営業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の氏名、住所、生年月日その他規則で定める事項を記載しなければならない。

第7節 インターネット利用環境の整備

(インターネット上の情報に係る努力義務)

- 第33条** 端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報(以下「有害情報」という。)の視聴を防止するよう努めなければならない。

- 2 端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 保護者は、端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければならない。

- 4 保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有效地にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない。

(助言及び周知)

- 第34条** 府は、前条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく取組についての必要な助言を行い、並びに同条第1項及び第3項に規定する方法の周知に努めるものとする。

第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

- 第35条** 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- (2) 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- (3) 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- (4) 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

- 第36条** 何人も、青少年から着用済み下着を買い受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

(夜間の連れ出し等の禁止)

第37条 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、第25条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に当該青少年をその住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第38条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 着用済み下着を売却するように勧誘すること。
- (2) 接待飲食等営業(風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。)又は性風俗関連特殊営業(同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- (3) 接待飲食等営業のうち、風適法第2条第1項第2号に該当する営業の客となるように勧誘すること。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第39条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 第35条各号に掲げる行為
- (2) 青少年から着用済み下着を買い受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を青少年に紹介する行為
- (3) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第 252号)第2条第1項に規定する覚せい剤の使用(同法第19条各号に掲げる場合の使用を除く。)
- (4) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第 261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取させ、若しくは摂取し、又は吸入させ、若しくは吸入する行為

第4章 雜則

(審議会への諮問等)

第40条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。ただし、第3号、第6号及び第8号に掲げる事項について、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第11条第2項の規定による府の要請
- (2) 第13条第1項に規定する規則で定める基準の設定
- (3) 第13条第1項の規定による指定又は同条第3項の規定による指定の取消し
- (4) 第13条第2項に規定する規則で定めるものの設定
- (5) 第13条第2項第3号の規定による指定又はその取消し
- (6) 第16条第1項の規定による指定
- (7) 第22条の規定による命令
- (8) 第31条の規定による命令

2 審議会は、前項の規定による諮問に応じて答申するほか、前項各号に掲げる事項に関し知事に意見を述べることができる。

3 知事は、第1項ただし書の規定により審議会に諮問をせず、第13条第1項の規定による指定若しくは同条第3項の規定による指定の取消し、第16条第1項の規定による指定又は第31条の規定による命令をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

(指定の要請)

第41条 何人も、第13条第1項の規定による指定をすることが適當と認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(青少年健全育成団体等への協力要請)

第42条 知事は、次に掲げる事項について、青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体に協力を求めることができる。

- (1) この条例に規定する事項についての普及及び啓発
- (2) 第15条第1項の規定による規制その他のこの条例の規定による規制に関する調査の実施

(立入調査等)

第43条 知事は、第12条から第20条まで、第22条、第23条、第24条第1項若しくは第2項、第26条から第30条まで、第32条又は第36条の規定の実施に必要な限度において、規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。

- 2 公安委員会は、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第23条第1項から第3項まで、第24条第1項若しくは第2項、第27条から第29条まで、第30条第1項若しくは第2項、第32条又は第36条の規定の実施に必要な限度において、公安委員会規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査をする者は、第1項の規則で定める者は規則で、前項の公安委員会規則で定める者は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 前項に規定する者は、関係者の正常な営業を妨げてはならない。

(公表)

第44条 知事は、第15条第3項、第18条第3項又は第20条第4項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及びその命令の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第46条 第35条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第47条 第31条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 第27条第1項又は第28条第1号から第3号までの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第49条 第39条第1号、第3号又は第4号の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項、第17条第1項、第20条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第28条第4号、第36条から第38条まで又は第39条第2号の規定に違反した者
- (2) 第15条第3項、第18条第3項、第20条第4項、第22条又は第30条第3項の規定による命令に違反した者

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第2項、第29条又は第30条第1項の規定に違反した者
- (2) 第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第32条の規定に違反して、従業員名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (4) 第43条第1項又は第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の資料の提供を拒み、若しくは虚偽の

資料を提供した者(第12条の規定の実施に関する者を除く。)

第52条 第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、科料に処する。

第53条 第28条第1号から第3号まで、第35条、第38条第2号若しくは第3号又は第39条第1号、第3号若しくは第4号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第46条、第48条、第49条又は第50条第1号の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して第46条から第52条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第55条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、青少年が営む営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

附 則(平成17年10月28日大阪府条例第110号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。ただし、次項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大阪府青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第13条第2項第3号の規定による指定については、この条例の施行前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現に自動販売機等によりがん具類の販売又は貸付けを行っている者に関する新条例第19条第1項前段の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成18年4月30日までに」とする。

4 この条例の施行の際現に新条例第16条第2項に規定する有害がん具類が自動販売機等に収納されているときにおいては、これを新条例第20条第2項に規定する有害図書類等に該当することとなったときとみなして、同項の規定を適用する。

5 新条例第33条第1項第5号に掲げる事項については、知事は、この条例の施行前においても大阪府青少年健全育成審議会に諮問することができる。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

7 大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表大阪府青少年健全育成審議会の項中「第27条第1項各号」を「第33条第1項各号」に改める。

附 則(平成19年12月26日大阪府条例第92号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月24日大阪府条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年2月23日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(がん具類に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の大阪府青少年健全育成条例の規定に基づきなされた同条例第3条第4号に規定するがん具類に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の大阪府青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)の規定に基づきなされた新条例第3条第4号に規定するがん具刃物類に係る処分、手続その他の行為とみなす。

(出会い喫茶等営業に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に新条例第3条第7号に規定する出会い系喫茶等営業(以下「出会い系喫茶等営業」という。)を営んでいる者に関する新条例第26条第1項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の10日前」とあるのは、「平成21年3月23日」とする。
- 4 前項に規定する者で平成21年3月23日までに新条例第26条第1項の規定による届出をしたもの当該出会い系喫茶等営業については、新条例第27条第1項の規定は、適用しない。
- 5 前項に規定する者の出会い系喫茶等営業については、施行日から当該届出の日までの間は、新条例第27条第1項の規定は、適用しない。
(広告物に関する経過措置)
- 6 附則第4項に規定する者に対する新条例第30条第2項の規定の適用については、同項第1号中「第27条第2項」とあるのは、「大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成20年大阪府条例第85号)附則第4項」とする。
(大阪府附属機関条例の一部改正)
- 7 大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)の一部を次のように改正する。
第1条第1号の表大阪府青少年健全育成審議会の項中「第33条第1項各号」を「第40条第1項各号」に改める。